

※下記のとおり、平成26年度より申込・利用回数の制限が来ました。それ以上の利用につきましては、外部の医療機関（有料）等の情報提供で対応させていただきます。

山口地域産業保健センター

地域窓口利用回数の解釈について

平成26年5月7日

○健康管理相談

- ・脳・心保健指導
- ・メンタル相談

○健診結果の意見徴取

○長時間労働の面接指導

- ・ 1事業場からの申込みは2回まで。1労働者からの申込みも2回まで。よって、同一事業場から1人の労働者に関する相談の申込みが2回あった場合は、事業場単位の利用回数は2回となり、以降、当該事業場は利用できないということになる。ただし、その場合であっても、1労働者としての利用回数はカウントしないため、個人での利用は、以降も2回可能である。

- ・ 1事業場が、複数日にまたがる案件について相談を申し込んだ場合には、申し込みの回数に応じてカウントする。

例えば、4月に実施した健康診断の結果についての医師からの意見聴取を5月に申込み、5月に実施した健康診断の結果についての医師からの意見聴取を6月に申し込んだ場合には、2回とカウントする。

一方、4月、5月に実施した健康診断の結果についての医師からの意見聴取を6月にまとめて申し込んだ場合には、1回とカウントする。

なお、案件をまとめる場合には、法令では、以下のように定められていることに留意する。

①健康診断の結果についての医師からの意見聴取

健康診断が行われた日から3月以内（労働安全衛生規則第51条の2など）

②長時間労働者に対する面接指導

月100時間超の時間外・休日労働を行い疲労の蓄積が認められる者については、労働者からの申し出後、概ね1ヶ月以内。（労働安全衛生規則第52条の3）

また、面接指導結果に基づく事後措置に係る医師からの意見聴取については、面接指導から概ね1ヶ月以内。（労働安全衛生規則第52条の7）

- ・ 労働者個人が、事業場を通さずに相談等の申込みをした場合にあつては、事業場としての利用回数をカウントしないこととする。